

トピックス Topics

建設業の健全な発展への貢献をめざす

北保証サービス株式会社（札幌市）

建設業の前払金保証事業を手がける北海道建設業信用保証(株)（札幌市）の子会社で、前払金保証事業における保証料収納代行を行う北保証サービス(株)（札幌市）は、中小建設業者を対象とする「転貸融資」「保証ファクタリング」事業を展開している。

同社は、「建設業の健全な発展に尽くす」という基本方針を掲げて事業を展開するなか、昨今、さらに業界全体で厳しい受注環境に陥っている中小建設業者の金融環境を有利にし、経営支援ともなるサービスを行っている。

同社は、2008年10月に、(財)建設業振興基金の認定を受けて建設業の中小・中堅建設企業の資金調達円滑化を図るため国土交通省が創設した「地域建設業経営強化融資制度」における転貸融資事業を開始。2010年2月には、国土交通省による下請建設企業等の経営安定を図るために制定された「下請債権保全支援事業」のファクタリング事業者としての認定を受けた。

転貸融資～新たな融資枠で資金調達

中小企業の公共工事「元請建設企業」を対象とする「転貸融資」制度は、発注者から支払われる工事代金を担保として、北保証サービスが銀行から融資を受け、元請建設企業に転貸する制度。

元請建設業者に対する工事の出来高査定（有料）を行い、その結果によって得られた工事出来高に応じて融資を行う仕組みだ。

転貸融資を行う際には、事前に発注者への債権譲渡承諾の申請を行う必要があるが、書類作成等も同社がサポートする。

元請建設企業は、実質的に銀行融資枠のほか新たに融資を受けることが可能となるため、完成工事代金入金までのつなぎ資金の新たな資金調達方法となる。

また、この「転貸融資」による借入金は、経審の経営状況分析「負債回転期間」の負債合計額から控除できるため、経審Y評点の向上につながる。

このほか、転貸融資の実施前に行う有料の出来高査定や融資利息についても国からの助成金の対象となっており、実際の費用より安い費用で利用することができる。

経済動向や、利用する元請建設企業の経営状況によって利率は変わるが、最近では対象工事が公共工事のほか病院、福祉施



小林健二社長



<助成の内容>・建設企業が負担する調達金利につき1.2%を上限に助成。・事業協同組合等が実施する出来高査定等の事務経費を15万円を上限に助成。

設、PFI等の公共性のある民間工事まで広げられており、さらに利用しやすくなっている。

保証ファクタリング

～サイレント保証でリスク回避

元請会社に知らせることなく売掛金・手形債権の保証を受けられるため「サイレント保証」とも呼ばれる「保証ファクタリング」は、下請建設企業および資材業者が元請建設企業に対して持つ「売掛債権」と「手形債権」について、北保証サービスが支払い保証を行う。

元請建設企業の業況が思わしくないものの、急に取引を解消できない場合などでも、元請建設企業に知られることなく利用でき、元請建設企業が倒産した場合などに連鎖倒産を防ぐリスク回避策となる。

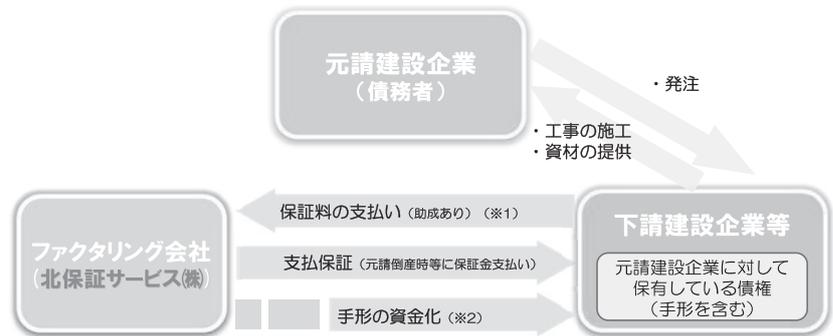
「売掛金保証」は、元請建設業者に対して請求する金額の80%を上限に保証するほか、元請建設企業から支払金額の通知等があった場合、その支払金額の全額を保証することが可能。また、「手形保証」を利用する場合には、手形割引を行うこともできる。

3月31日までの期間は、『保証料率割引キャンペーン』も展開しており、同社保証料に対し、一律1.2%を引いた利率での保証ファクタリングを実施しているが、当期間中の利用が増えているため、キャンペーン期間の延長を検討中だ。

現状、両サービスの利用は増加傾向にあるが、道内で浸透しているとはいえない状況にあり、聞いたことはあっても実際の利用に至っていないケースもあるようだ。

しかし、一度利用した経営者からは、「利用して本当に良かった」とする声が多く寄せられ、同社ではサービス内容に太鼓判を押している。また、全体の利用者のなかではリピーターが多く、リピーターによる口コミで利用が広まっていることから、サービス内容の満足度が裏付

下請債権保全支援事業の概要



(※1)保証料の助成は、保証料率の2/3(保証される債権額の年率4%が上限)。保証料とは別に利用料(保証される債権額の年率1%)が必要。(※2)北保証サービス㈱では、支払が保証された手形の資金化にも対応。

けられているといえる。

同社によると、転貸融資は道内企業の利用が中心だが、保証ファクタリングに関しては、本州企業による利用が多く、本州企業の情報収集等の積極性が目立っているという。

最近では、経審の評点を少しでも上げて有利な条件で公共工事を受注したいという意向から転貸融資を利用する中堅建設業者も増えていることなどもあり、北保証サービスの小林社長は、「道内建設企業には、このサービスをもっと知ってもらい、積極的に利用して欲しい」と話す。

国土交通省による地域建設業経営強化融資制度や下請債権保全支援事業は、平成24年度末までの延長が決定したところではあるが、有利な転貸融資や保証ファクタリングが中小建設業者の企業体力をつけ、盤石な経営基盤を整えていくために有効な手段として長く利用できるように「同制度が恒常的な制度として続いて欲しい。そのため、少しでも多くの企業に有効な資金調達ツールとして利用していただいて実績を上げられれば」と話している。

北保証サービス㈱

企業コード：010510311

〒060-0004 札幌市中央区北4条西3-1

北海道建設会館 4階

TEL：011-241-8654

<http://khs-net.jp/>